

(意見書案第 19 号)

漁業用燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、近年の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により我が国の漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費減退と魚価の低迷は一層深刻の度を増している。

燃油は操業のため不可欠なエネルギーである。しかしながら、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫するものである。

漁業者としても省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、現在の事態は漁業者の努力で対処できる範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担が増加することは、漁業者をさらに廃業へと追い込むこととなる。

このような中、漁業者の経営安定の維持の下、国民に対する水産物の安定供給を図らなければならない。

よって、国においては、漁業経営の安定に不可欠な漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} 宛